

2009年2月4日

同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会御中

崇仁まちづくり推進委員会

会長 奥田 正 治

第13回貴委員会における意見聴取に対する抗議不参加声明

私たち崇仁まちづくり推進委員会は、以下の理由により、貴委員会の意見聴取の要請に対し、強い抗議の意志を持って、不参加を表明します。

1. 行政の在り方を検討するに当たっては、その施策の対象者である同和地区住民の生活実態を精査し、同和問題の解決とは何かという歴史的・社会的認識に立って、今日の同和行政の到達点と残された課題を明らかにすることが不可欠です。私たちは、既に提出しました各意見書におきまして、地区の生活実態と同和施策の歴史的・社会的観点を踏まえて、討議検討していただくことを要請いたしましたが、貴委員会においては、このような観点が全くないまま、検討項目についての審議が進められ、意見が取りまとめられていることに対し、強く遺憾の意を表します。
2. また、人権政策を検討するに当たっては、当事者の参加や意見に対する審議が不可欠であることは、今日の社会的常識となっています。貴委員会は、当初関係団体に対する意見表明の機会を一度持たれ、その後は書面を通して意見を聞くとのことでしたが、当事者はもとより広く市民から出された数多くの意見書などを、貴委員会は審議の俎上に載せ、慎重に協議することはありませんでした。このことは、当事者からの意見に含まれた内容だけでなく、意見表明手続そのものを客観的には無視するものです。このことに対し、私たちは信頼を裏切られた悲しみとともに、深い憤りを禁じ得ません。  
とりわけ、検討項目の「崇仁地区における環境改善」につきましては、その審議に当たって、崇仁地区において長年事業を推進してきた私たちとの意見交換の場を設けていただきたいとの要請に対して、貴委員会より返答さえいただけなかったことに対し、全学区民を代表して抗議します。
3. 今般、貴委員会より再度意見聴取の機会を持つ旨の御連絡を頂きましたが、各検討項目について、同和問題の現状についての客観的裏付けを欠き、当事者からの意見をも無視した中で、既に具体的検討項目のまとめが一定出された後のこのような要請には応じることができません。今回の意見聴取は、あたかも裁判員が検察側の提出した書面や陳述に基づいてのみ審理を進め、既に判決骨子がまとめられ、公表され、検察側が一部執行しつつある中で行われる、最終陳述のごとき不当なものと言わざるを得ません。また、今回の意見聴取は、これまでの経過からして、地元関係者からも公正に意見を聞いたかのように装うためのセレモニーでしかなく、私たちを愚弄するものです。